

滋賀県への政府関係機関の移転について

1 目的

東京の一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することを目的として、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が政府関係機関の地方移転を募集。

2 提案資格者

原則として道府県（東京圏の 1 都 3 県は対象外）および広域連合

3 対象となる政府関係機関

- 東京都に所在する政府関係機関（各省庁）およびすべての研究機関・研究所等
- 機関の丸ごと移転のみならず、機関内のまとまりのある一部分の組織・機能の移転や地方拠点の設置などでも可

4 主な提案事項

(1) 誘致先予定地

(2) 誘致の必要性・効果

ア 地方版総合戦略の重要な要素であること

イ 移転により、国の機関としての機能が確保でき、運用いかんによってはむしろ向上することが期待できること（移転・設置するメリットがデメリットを上回る説明が必要）

(3) 誘致のための条件整備の案

ア 施設の確保等・設置のための具体的な条件整備案

イ 職員の居住環境確保への協力

5 移転機関選定方針

「4 主な提案事項」を踏まえた上で、下記①～④の視点に立って、選定・優先付けを行う。

①本県ならではの・本県唯一の地域資源の活用

②新産業や新しい技術・イノベーションの創出、企業の集積、雇用創出へつながる

③県財政への影響

・原則として、新たな施設は設置せず、既存の施設を活用する

（新設せざるを得ない場合は、「国が設置する」として提案する）

・機材・設備については、県機材・設備の貸与または共用を可能とする

④収容能力など物理的な実現可能性を考慮

6 本県への移転を提案する政府関係機関

○ 国立研究開発法人 国立環境研究所（茨城県つくば市）

（1）移転の概要

- ・環境行政の科学的・技術的基盤を支え、幅広い環境研究に学術的かつ総合的に取り組む研究所である国立研究開発法人 国立環境研究所の琵琶湖環境科学研究センター内への一部移転（研究員 5～10 名。例：水質生態系研究琵琶湖分室）

（2）期待される主な効果（本県）

- ・環境基準項目 TOC（全有機炭素）についての調査研究や、琵琶湖環境研究推進機構で実施している在来魚介類のにぎわい復活に向けた研究など、全国の湖沼に波及していくテーマについて、国と連携することで、一層の成果が期待されるとともに、研究結果に基づく国の施策との連携にも大きく寄与する。
- ・移転に伴い、関連試験研究機関や企業の集積が期待されるとともに、こうした集積に伴う新たな雇用を創出するほか、移住や定住に結びつく。

7 今後のスケジュール

8月末	国へ提案
9月～H28.2月	国における検討 県と国で協議
3月	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部で決定
4月以降	移転に向けた具体的取組開始